

食品衛生職の実務

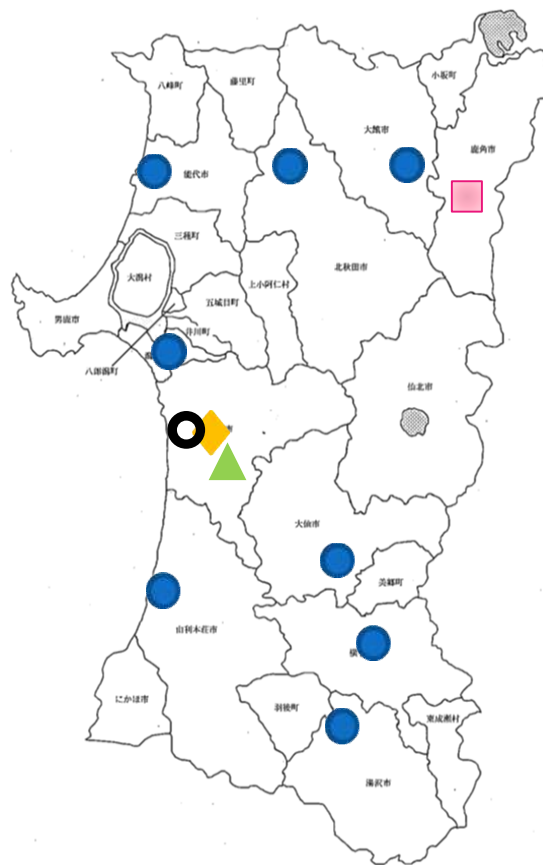
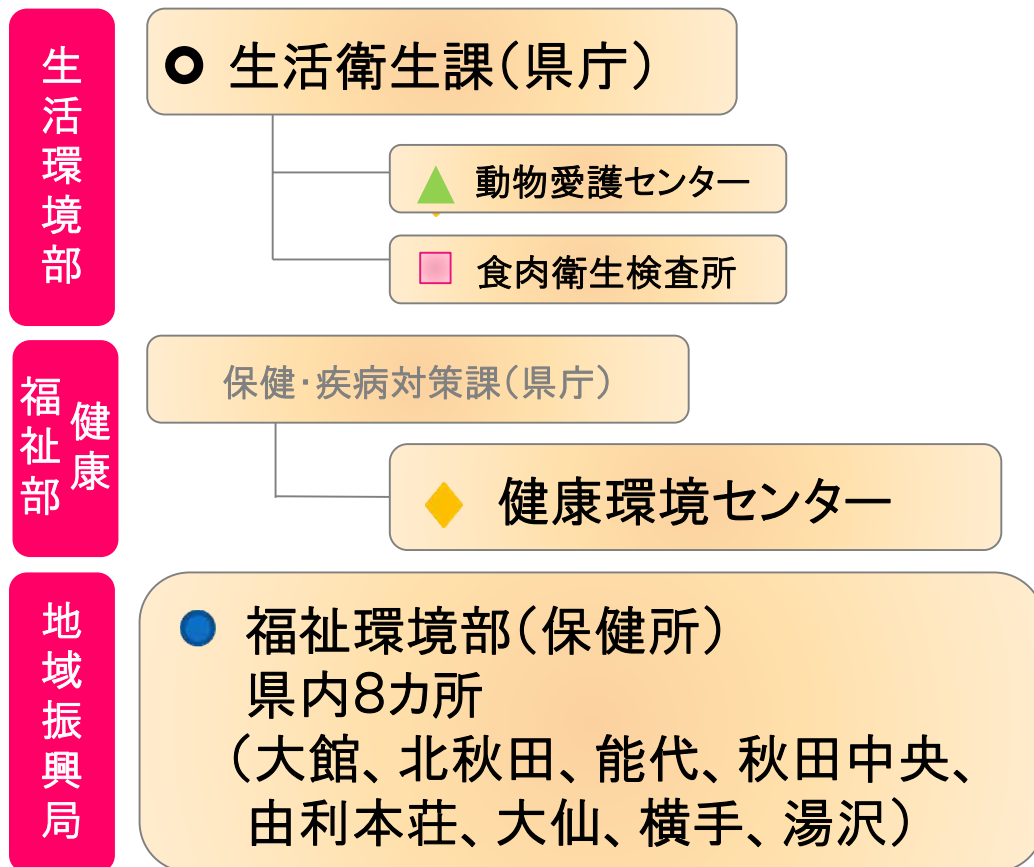


食品安全安心シンボルマーク

◆食品衛生職の配属先について

食品衛生職は、食品の安全・安心を確保するため、食品の安全性に関する危機管理対策のほか、立入検査・指導、許認可事務、食品の安全性に関する検査や研究などに従事します。

主な配属先としては、県庁では生活衛生課、地方機関では県内8つの地域振興局福祉環境部(保健所)、健康環境センターなどです。



◆食品衛生職の主な業務内容

食品衛生職の主な業務は、県民の食の安全・安心を守る食品衛生監視業務や公衆衛生の向上を図る生活(環境)衛生関係業務、それらに関する試験検査・研究に大別されます。

県職員には
食品衛生の知識
を活かせる業務が
たくさん！

食品衛生監視業務

- 食品衛生監視指導計画の策定
- 飲食店などの営業施設の許可事務
- 食品工場や販売店などの監視指導
- 食品衛生に関する知識の普及啓発
- 食品検査（収去検査）
- 相談・苦情対応
- 食中毒発生時の対応
- 他自治体との連絡調整 など

生活(環境)衛生

- 旅館、公衆浴場、興行場施設の許可
- 理容所・美容所の開設
- クリーニング所の開設
- 化製場※等に関することなど

試験検査・研究

- 食品等の検査（細菌、理化学検査等）
- 食中毒発生時の検査（細菌、ウイルス検査、自然毒の検査等）
- 食品衛生等に関する調査研究など

動物愛護管理

- 飼い主等への適正飼養の普及啓発
- 動物愛護に関する学習の場の提供
- 動物取扱業の登録・指導
- 犬猫の収容、譲渡 など

※ 獣畜の肉、皮、骨、臓器などを原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他のものを製造する施設。

食品衛生監視業務の実務 ①

食品衛生監視業務は、飲食店などの営業施設における適切な衛生管理体制づくりを促進するとともに、県民を食中毒などの食品が原因の健康被害から守る仕事です。

食品衛生の職員は、食品衛生監視員として、食品衛生法に基づく監視指導や食品の検査などを行い、県内に流通する食品の安全・安心の確保に努めています。

また、県民に食中毒などから身を守る意識や食品に関する正しい知識を身につけてもらえるよう、普及啓発にも取り組んでいます。



実務の概要

①飲食店などの営業施設の許可事務と監視指導

県内には飲食店や食品を扱う小売店、製造工場などが多数あり、県内外に様々な食品を供給しています。

こうした営業施設で衛生管理が適切に行われるよう、食品衛生法に基づく監視指導を行っており、中でも、食中毒などの事故が発生しやすい施設や流通拠点となる施設などに重点を置いています。

また、食品を扱う施設を営むには食品衛生法に基づく許可が必要となるため、事業者等から提出される申請内容が法令で定められている基準に合致しているか審査し、適正と認められる場合には許可証を交付しています。

さらに、食品衛生法で定める基準を満たさない食品や不衛生な食品が流通しないよう、抜き打ちで食品中の微生物や残留農薬等の分析を行っています。

このほか、住民や事業者等からの食品衛生に関する相談にも応じています。

営業施設の監視指導



【県庁】

- 食品衛生に関する規制や制度の新設・改正
- 監視指導に関する要綱や年次計画の作成
- 他自治体との連絡調整、予算要求 など

【保健所】

- 営業施設への監視指導・許可事務・食品検査
- 住民や事業者からの食品衛生に関する相談対応 など



食品衛生監視 業務の実務 ②

②食品衛生に関する知識の普及啓発

県民の身近なところで、食の安全に関する正しい情報が得られるよう、食品衛生教室や手洗い教室といった食品衛生に関する懇談会やセミナーを開催しています。食品衛生の職員は、それらを企画するだけでなく、講師として説明することもあります。毎年多くの県民から好評をいただいています。

【県庁】

- 生産者や食品関連事業者、消費者等をメンバーとする食品安全推進委員会の主宰
- 食品安全セミナーの開催 など

【保健所】

- 事業者及び住民を対象とした食品衛生講習会やきのこ教室等の開催
- 小学生等を対象とした食品製造工場の見学会や手洗い教室の開催など

食品衛生に関するセミナー・講習会



児童向けの手洗い教室



③食中毒発生時の対応

監視指導などにより食中毒予防の啓発を行っていますが、ノロウイルスなどによる食中毒は、毎年数件程度発生します。発生時には、原因の特定を迅速に行い、被害の拡大防止、再発防止のための措置をとります。

【県庁】

- 関係機関との連絡調整 など

【保健所】

- 食中毒発生時の施設等の立入調査、営業停止や出荷停止などの行政措置、衛生管理体制の改善指導 など

生活(環境)衛生 業務の実務

生活(環境)衛生業務は、県内にある様々な生活衛生関係営業施設の衛生的な環境を確保し、県民の健康で快適な暮らしを支える仕事です。

施設に対する監視指導や許可等事務のほか、生活衛生に関する知識の普及啓発のための講習会などを行っています。

また、温泉施設(公衆浴場)のレジオネラ属菌等の行政検査を実施するなど、衛生的で安全かどうかの調査、監視を行っています。



実務の概要

生活衛生関係営業施設の許可等事務と監視指導

県内には理容所、美容所、クリーニング所、興行場(映画館、劇場等)、旅館及び公衆浴場といった生活衛生関係営業施設が多数あり、県民に様々なサービスを提供しています。

こうした施設の衛生的な環境を確保するため、理容師法等の各関係法令に基づき、監視指導等の業務を行っています。

また、こうした施設から許可申請等があり、調査の結果、施設基準に合致している場合には、各法令に基づく許可証又は確認済証を交付します。

【県庁】

- 生活衛生に関する規制や制度の新設・改正
- 監視指導に関する要綱や年次計画の作成
- 予算要求、議会对応、他自治体との連絡調整 など

【保健所】

- 理容所、美容所等の施設への監視指導・許可等事務
- 公衆浴場の水質検査(色度、濁度、大腸菌群、レジオネラ属菌等)

のための検体採取

- 住民や事業者からの生活衛生に関する相談対応等



試験検査・研究 業務の実務

試験検査・研究業務は、県内にある様々な食品や生活衛生営業施設の衛生を検査で確認し、県民の衛生的な暮らしを支える仕事です。

各保健所等から搬入される食品や公衆浴場の浴槽水などについて、細菌・ウイルス・残留農薬・残留動物用医薬品・食品添加物・放射性物質など様々な検査を行っています。

また、食中毒発生時の原因究明の検査や、その体制整備のための研究を行っています。



実務の概要

食品等の検査と調査研究

県内で製造や流通する食品には基準が定められ、各保健所はこの基準に適合しているか確認のため食品を抜き取り、試験検査機関に搬入されます。

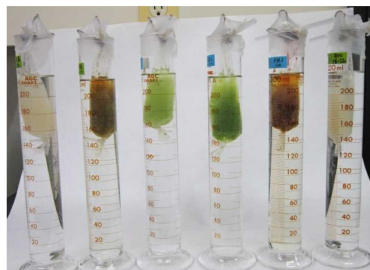
こうした食品の衛生を確保するため、食品衛生法等の各関係法令に基づき、検査を行っています。

また、食中毒発生時の原因究明のための検査や、その体制整備のための研究などを行っています。

【健康環境センター】

- 県内で流通する食品の定期的な細菌・理化学(食品添加物等)検査
- 野菜果実等の残留農薬・残留動物用医薬品の検査
- 山菜・キノコ等の放射性物質検査
- 公衆浴場の水質検査(大腸菌群、レジオネラ属菌等)
- 食中毒の原因究明のための検査
(病原性大腸菌、サルモネラ属菌、ノロウイルス、自然毒等)
- 検査体制整備のための研究や食品衛生に関する調査

甘味料(サッカリン)の抽出(透析) 残留農薬・動物用医薬品・自然毒等の検査機器



動物愛護管理 業務の実務

県民に動物の愛護や生命を尊重する意識を広めるために、犬のしつけ方教室や命の教室、動物の飼い方に関する個別相談を実施しています。また、飼い主の不明な負傷動物について収容・治療を行ったり、やむを得ない場合に限り飼い主の方から犬・猫を引き取るとともに、最後まで責任を持って適正に飼うことができる希望者を対象に、犬・猫等を譲渡しています。

保健所において、犬の捕獲を食品衛生担当が行っていた歴史的背景があり、食品衛生職の業務に動物愛護が入っています。



実務の概要

◆保健所や動物愛護センター(以下「センター」)では、次の業務を行います。

①犬猫の譲渡

県内各保健所やセンターに収容された犬・猫の譲渡を行っています。収容された犬猫の健康状態や譲渡適性を判断し、必要なケアをして譲渡希望者に譲り渡します。収容された犬や猫に可能な限り生きる機会を与えるとともに、新たな飼い主や県民に、適正に飼育することや最後まで責任を持って飼育すること、無計画に繁殖させないことの必要性を理解してもらうため、譲渡前に講習を実施しています。犬も猫も飼い主さんも楽しく、幸せになってほしい、そんな思いで、譲渡事業に取り組んでいます。

②動物愛護や適正飼養の普及啓発

人と動物が仲良く、快適に暮らす生活環境をつくるため、「命を大切に作る心を育む教室」を開催しています。県内各地の小中学校等から総合学習や体験学習などの依頼を受けて、直接、学校等に出向いて行います。

また、適正な飼育に関する意識の向上を図るため、県内の犬の飼い主を対象に、しつけ方教室を行っています。センター職員自身も、収容犬の中からパートナー犬を育成し、しつけ方を勉強します。パートナー犬は、職員と一緒に教室に出向き、しつけのデモンストレーションをしたり、職員をサポートしてくれます。

③特定動物飼養施設の許認可・動物取扱業の登録

クマやニホンザルなどの危険な動物を飼うときは許可が必要です。また、ペットショップやブリーダーなどの第一種動物取扱業を営業する場合、登録の手続きが必要となります。これらの許可や登録にあたって施設の検査を行うほか、動物園や熊牧場などに定期的な立入を行い、指導を実施しています。

この業務は県内ではセンターだけで行っているため、県内各地の施設を全て管轄しています。



◆将来の職業を考えている皆さんへのメッセージ

食品衛生職の“魅力”

- ◆ 食品の安全・安心や生活(環境)衛生は、食品衛生の知見・分析結果を無くして成り立ちません！
- ◆ 県内各地の四季折々の美しく豊かな自然に加え、人々の温かさや優しさに直接触れあいながら仕事ができます！

食品衛生職の“やりがい”

- ◆ 自らの業務が、秋田の食の安全・安心に直結していることを、毎日実感できます！
- ◆ 事業者からの相談や住民の方々からの要望などに専門的知見から応え、それらが解決した時には、県職員としての大きな喜びと達成感が得られます！

将来の職業についてお考えの皆さん、食品衛生職の職員として私たちと一緒に働きませんか？
美味しく安全な秋田の食を将来に継承するために、共に楽しみながら働いてくれる仲間を心からお待ちしています！

